

令和 7 年度

**定期監査報告書**

(第 4 期)

令和 8 年 2 月

鳥取市監査委員

## 目 次

|                  |    |
|------------------|----|
| ◎定期監査報告書（第4期）    | 1  |
| ◎監査の概要           |    |
| 教育委員会            |    |
| ①教育総務課（校区審議室）    | 6  |
| ②学校教育課（総合教育センター） | 10 |
| ③学校保健給食課         | 15 |
| ④文化財課            | 19 |
| ⑤生涯学習・スポーツ課      | 22 |
| ⑥市立図書館           | 28 |

- (注) 1 金額は、千円単位で表示し、単位未満は切捨てとした。  
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。  
3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

# 令和7年度定期監査報告書（第4期）

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の対象

### 1 対象部局

- 教育委員会 ①教育総務課（校区審議室）  
②学校教育課（総合教育センター）  
③学校保健給食課  
④文化財課  
⑤生涯学習・スポーツ課  
⑥市立図書館

### 2 対象期間

令和7年4月1日から10月31日まで

〔前回の定期監査対象期間  
・令和3年4月1日から7月31日まで（令和3年度実施）〕

## 第3 監査における主眼とする事項

鳥取市監査基準第4条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

## 第4 監査の方法

事務の執行等に係る関係書類を通査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

## 第5 監査の期間

- 1 実施期間 令和7年12月22日から令和8年2月4日まで  
2 説明聴取 令和8年2月4日

## 第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。また、最少の経費で最大の効果及び、組織及び運営の合理化においても、不合理なものは確認されなかった。

改善を要する事項（指摘事項）は後述のとおりであり、必要な措置を講じられることを求めるものである。

なお、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、又はその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

## 【指摘事項】

### (教育総務課)

#### 1 調定等について（収入）

調定等に係る事務処理について、次の不適切な事例が見られた。法令等の規定に従い、適正な事務処理を徹底されたい。

(1) 理科教育設備整備費等補助金について、交付決定通知書を受理しているにもかわらず調定をしていなかったこと。

(2) 行政財産の通年使用に係る使用料の調定及び納入通知について、年度当初にすべきところ6月にしていたこと。

(3) 歳入科目について、旧神戸小学校（普通財産）の貸付契約に係る貸付料は「財産収入」、土地境界立会証明に係る手数料は「使用料及び手数料」とすべきところいづれも「諸収入」としていたこと。

（地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条）

#### 2 学校における支払事務について（歳出）

学校における支払事務について、請求書に「支払日債権者了承済」と記入し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条が規定する「相手方が支払請求をした日から15日以内の日」を過ぎてから支払をすることが、一部の学校において常態化していた。また、同条が規定する支払期限を大きく超過して支払っている事例も散見された。法に基づく、適正な事務処理を徹底されたい。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条）

#### 3 修繕に係る随意契約について（契約）

トイレ大便器取替修繕に係る随意契約について、次の不適切な事例が見られた。随意契約は競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であるため、経済性、公正性及び公平性の確保に留意し、市民への説明責任が果たせるよう発注方法の改善をされたい。

(1) 西中学校等3校の修繕について、同じ学校内の同種の修繕を修繕箇所で分けて発注し、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約をしていたこと。

(2) 修繕に係る13件の随意契約において、それぞれ3者より見積書を徴収しているが、徴収先の組合せが二通りに固定化し、結果的に契約の相手方は参考見積書を徴収した2者のみとなっていたこと。

（随意契約運用基準）

#### 4 役務の提供に係る契約について（契約）

鳥取市立小・中・義務教育学校図書館管理システムのバージョンアップに係る契約について、ソフトウェアの物品売買契約を締結し、役務（作業）に関する内容が当該契約書に規定されてなかった。発注内容に応じた適正な契約を締結されたい。

#### 5 財産管理について（財産）

財産管理に係る事務処理について、次の不適切な事例が見られた。鳥取市財産規則等の規定に従い、適正な事務処理を徹底されたい。

(1) 普通財産となっている旧学校施設及び基金に属する財産の貸付について、貸付契約を締

結すべきところ行政財産として使用許可を行い、使用料を徴収しているものが見られたこと。

(2) 職員の通勤用自動車の学校敷地内における駐車について、鳥取市学校敷地内における通勤用自動車の駐車に係る要綱の規定に基づく駐車の申込み及び許可の手続を経ずに学校敷地を使用させ、使用料を徴収していたこと。

(鳥取市財産規則第 11 条及び 13 条、鳥取市学校敷地内における通勤用自動車の駐車に係る要綱第 3 条及び第 4 条)

## 6 備品管理について（財産）

鳥取市財産規則第 30 条の 2 及び鳥取市立学校の歳出予算執行及び会計事務に関する規程第 10 条は、物品取扱主任は備品整理簿を備え付けなければならない旨を規定しているが、学校にある備品については、それぞれの学校で Excel ファイルにより一覧表を作成し、それを台帳として管理をしていた。また、当該台帳の内容を確認したところ、購入した備品が適切に登録されていない事例が散見された。

令和 6 年度包括外部監査においても備品の台帳への登録漏れ等が指摘されているところである。備品の整理区分が明確でないため、現在整理を進めているということであったが、早期に作業を完了し、適正な管理を徹底されたい。

(鳥取市財産規則第 30 条の 2 及び第 40 条、鳥取市立学校の歳出予算執行及び会計事務に関する規程第 10 条)

## (学校教育課)

### 7 調定について（収入）【学校教育課、総合教育センター】

国庫支出金及び県支出金の交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していなかった。地方自治法等の規定に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

(地方自治法第 231 条、地方自治法施行令第 154 条第 1 項、鳥取市会計規則第 13 条)

#### [該当補助金]

- ・放課後子ども教室推進事業費補助金
- ・教育支援体制整備事業費補助金
- ・e ラーニング教材活用等支援事業費補助金

### 8 指定公金事務取扱者について（その他）【総合教育センター】

鳥取市総合教育センター体育館使用料の徴収委託について、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に指定しないで委託していた。

適正な事務処理を徹底されたい。

(地方自治法第 243 条の 2 第 1 項)

## (学校保健給食課)

### 9 調定について（収入）

国庫支出金及び県支出金について交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していないものが見られた。地方自治法等の規定に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。（地方自治法第 231 条、地方自治法施行令第 154 条第 1 項、鳥取市会計規則第 13 条）

[該当補助金]

- ・令和7年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金
- ・令和7年度被災児童生徒就学援助事業費補助金

(文化財課)

10 公の施設の使用料について（収入）

地方自治法第225条及び第228条第1項の規定により、市が公の施設の使用料を徴収する場合には、条例で規定しなければならないとされている。

宝扇庵については、条例において指定管理者が徴収する利用料金のみが規定されており、市が徴収する使用料に関する規定が設けられていない。

しかしながら、指定管理者による管理ではなくなった令和6年度及び令和7年度において、利用者から当該施設の使用料の徴収を行っていた。これは、地方自治法第228条第1項に基づく条例上の根拠を欠く徴収であり、不適切である。

条例の改正等適切な措置を講じられたい。

（地方自治法第225条及び第228条第1項、仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例第7条）

(生涯学習・スポーツ課)

11 調定について（収入）

国庫支出金について、交付決定通知書を受領しているにもかかわらず調定していないものが見られた。地方自治法等の規定に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。

（地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第1項、鳥取市会計規則第13条）

[該当補助金]

- ・電源立地地域対策交付金
- ・家庭教育支援基盤形成事業補助金
- ・地域学校協働活動推進事業補助金

12 公の施設の使用料について（歳入）

地方自治法第225条及び第228条第1項の規定により、市が公の施設の使用料を徴収する場合には、条例で規定しなければならないとされている。

さじコスモスの館については、条例において指定管理者が徴収する利用料金のみが規定されており、市が徴収する使用料に関する規定が設けられていない。

しかしながら、臨時開館のため、施設管理で委託した業者に使用料を徴収させていた。これは、地方自治法第228条第1項に基づく条例上の根拠を欠く徴収であり、不適切である。

条例の改正等適切な措置を講じられたい。

（地方自治法第225条及び第228条第1項、鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例第7条）

13 補助金に係る事務処理について（その他）

大会運営のための補助金について、大会が終了しているにもかかわらず支出負担行為を行っていなかった。確認したところ、当該支出負担行為は出納室の事前審査を受けていなかつ

た。また、大会終了後に補助金の概算払をしていた。関係する規定に従い適切な事務処理を徹底されたい。

(鳥取市補助金等交付規則第 11 条、鳥取市事務決裁規程別表第 1 関係)

[該当補助金]

・令和 7 年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金（ホッケー競技大会）

・令和 7 年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金（相撲競技大会）

14 行政財産使用許可について（財産）

行政財産使用許可について、次の不適切な事例が見られた。適切に事務処理されたい。

(1) 使用許可をしていないにもかかわらず使用させていたこと。

・鳥取市国府町体育館:職員駐車場

・Axis バードスタジアム:試合に伴う販売等

・福部体育館ほか:電力供給のための配電線設備

(2) 行政財産使用料について、納付期限後 20 日を過ぎて未納となっているものの督促をしていなかった。

・湖山西体育館敷地

・鳥取市 B&G 海洋センターほか

・気高町農業者トレーニングセンターほか

(鳥取市財産規則第 11 条、鳥取市行政財産使用料条例第 3 条、鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第 2 条)

(市立図書館)

15 現金の事務処理について（収入）

現金の事務処理については、令和 3 年度の定期監査において注意をしたところであるが、次の不適切な事例が見られた。調定の意義を再認識するとともに、関係法令等に沿って適切に処理されたい。

(1) 会計管理者の承認を得た期間を超えて、現金を払い込んでいたこと。

(2) 一定の期間（月の初日から末日までの間を上限）を超えて調定を財務会計システムに登録していたこと。

(地方自治法第 231 条、鳥取市会計規則第 12 条の 2、第 64 条)

・コピー代

・カード再発行代

## 第7 監査の概要

### ◆教育委員会

#### 【教育総務課(校区審議室含む)】

当課は、課長以下13人（うち会任2人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年10月31日現在)

| 組 織                                     |                            | 主な事務分掌                             |   |
|---|----------------------------|------------------------------------|---|
| 課長・<br>課長補佐                             | 職 員                        |                                    |   |
| [教育総務課]<br><br>課長<br>(本務次長)<br><br>課長補佐 | [総務係]<br><br>(課長補佐兼)<br>係長 | 主 任 1人<br>主 事 2人<br>事務員<br>(会任) 2人 | ○教育委員会の会議に関すること<br>○総合教育会議及び教育の大綱等に関すること<br>○市費職員の人事、給与に関すること<br>○学校事務支援及び学校配分予算に関すること<br>○行政財産、普通財産に関すること<br>○備品に関すること |
|   | [学校施設係]<br><br>係長          | 主 任 2人<br>主 事 1人                   | ○学校施設の建築計画、長寿命化計画に関すること<br>○学校施設の整備に関すること<br>○学校施設の管理（營繕）に関すること<br>○設備の維持管理に関すること<br>○水泳授業民間活用モデル事業に関すること               |
| [校区審議室]<br>室長                           |                            | 主 任 2人                             | ○校区審議会の運営及び校区編成に関すること<br>○幼小中一貫校に関すること  |

今回の監査は、主として、予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

| 科 目      |                |              | 予算現額<br>(A)        | 調定額<br>(B)    | 収入済額<br>(C)   | 収入未済額<br>(B)-(C) | 収入率<br>(C)/(B) | 説 明                  |
|----------|----------------|--------------|--------------------|---------------|---------------|------------------|----------------|----------------------|
| 款        | 項              | 目            |                    |               |               |                  |                |                      |
| 使用料及び手数料 | 使 用 料          | 教育使用料        | 16,119             | 8,801         | 8,778         | 22               | -              | 行政財産使用料              |
| 国庫支出金    | 国庫補助金          | 教育費<br>国庫補助金 | 2,025              | 0             | 0             | 0                | -              | 理科教育設備整備費等補助金        |
|          | 交 付 金          | 教育費<br>交 付 金 | 3,206              | 3,238         | 0             | 3,238            | 0              | 空調設備整備臨時特例交付金        |
| 財 産 収 入  | 財 産 運 用<br>収 入 | 総務費<br>県補助金  | 6                  | 0             | 0             | 0                | -              | 市立学校基金積立金利子          |
| 繰 入 金    | 繰 入 金          | 基金繰入金        | 3,980              | 0             | 0             | 0                | -              | 市立学校基金繰入金            |
| 諸 収 入    | 雜 入            | 雜 入          | 3,488              | 2,808         | 2,018         | 790              | 71.9           | 鳥取市グローバル人材育成事業参加負担金等 |
| 市 債      | 市 債            | 教 育 債        | (8,500)<br>104,600 | (0)<br>0      | (0)<br>0      | (0)<br>0         | (-)<br>-       | 学校施設の建設及び維持補修に係る市債   |
| 計        |                |              | (8,500)<br>133,424 | (0)<br>14,848 | (0)<br>10,797 | (0)<br>4,051     | (-)<br>72.7    |                      |

(注) ( ) 内は繰越明許費で内数。

#### [確認事項]

- ①教育使用料 2件 (うち、指摘番号1に係る事項1件)
- ②教育費国庫補助金 1件
- ③教育費交付金 1件 (うち、指摘番号1に係る事項1件)
- ④雑入 7件 (うち、指摘番号1に係る事項2件)

## (2) 歳出

(単位：千円・%)

| 科 目   |         |                | 予算現額<br>(A)           | 支出負担<br>行為額<br>(B) | 支出済額<br>(C)        | 執行率            |                | 説 明                         |
|-------|---------|----------------|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 款     | 項       | 目              |                       |                    |                    | (B)/(A)        | (C)/(A)        |                             |
| 教 育 費 | 教育総務費   | 教 育<br>委 員 会 費 | 3,587                 | 1,977              | 1,976              | 55.1           | 55.1           | 教育委員報酬等                     |
|       |         | 事 務 局 費        | 326,003               | 194,464            | 194,073            | 59.7           | 59.5           | 事務局運営費等                     |
|       |         | 教育振興費          | 58,928                | 38,082             | 16,515             | 64.6           | 28.0           | 特別教室空調設備整備事業費、グローバル人材育成事業費等 |
|       | 小 学 校 費 | 学校管理費          | (11,361)<br>598,943   | (7,964)<br>392,870 | (7,964)<br>312,071 | (70.1)<br>65.6 | (70.1)<br>52.1 | 施設管理経費、維持補修費等               |
|       |         | 教育振興費          | 92,817                | 46,136             | 39,336             | 49.7           | 42.4           | 教材、図書購入費等                   |
|       |         | 学校建設費          | 40,111                | 0                  | 0                  | 0              | 0              | 校舎等新築設計業務委託費                |
|       | 中 学 校 費 | 学校管理費          | 213,943               | 115,130            | 106,610            | 53.8           | 49.8           | 施設管理経費、維持補修費等               |
|       |         | 教育振興費          | 64,122                | 30,744             | 28,525             | 47.9           | 44.5           | 教材、図書購入費等                   |
|       |         | 学校建設費          | 50,566                | 36,620             | 18,016             | 72.4           | 35.6           | 仮設教室棟賃借料、トイレ改修設計業務委託費等      |
|       | 幼 稚 園 費 | 幼 稚 園<br>管 理 費 | 136                   | 35                 | 21                 | 25.9           | 15.8           | 旧幼稚園舎管理経費                   |
| 計     |         |                | (11,361)<br>1,449,156 | (7,964)<br>856,060 | (7,964)<br>717,148 | (70.1)<br>59.1 | (70.1)<br>49.5 |                             |

### [確認事項]

- ①報償費 3件  
 ②旅 費 6件  
 ③需用費 337件（うち、指摘番号2に係る事項264件、指摘番号3に係る事項13件）  
 ④役務費 8件（うち、指摘番号2に係る事項2件、指摘番号4に係る事項1件）  
 ⑤委託料 50件  
 ⑥使用料及び賃借料 7件  
 ⑦備品購入費 15件  
 ⑧負担金、補助及び交付金 9件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について、一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、許可決定通知書等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。（うち、指摘番号5に係る事項1件）

#### イ 普通財産の貸付

普通財産の貸付について、一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。（うち、指摘番号5に係る事項2件）

#### ウ 基金に属する財産の貸付

基金に属する財産の貸付について、一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を査したところ、おおむね適正に処理されていた。(うち、指摘番号5に係る事項1件)

(2) 物品

ア 備品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。(うち、指摘番号6に係る事項14件)

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を窓合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

## 【学校教育課】

当課は、課長以下 28 人（うち併任 5 人、会任 12 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は、次表のとおりである。

（令和 7 年 10 月 31 日現在）

| 組 織           |  | 主な事務分掌  |   |
|---------------|--|---|---|
| 課 長・<br>課長補佐  | 職 員  |   |   |
| 課 長<br>(本務次長) | [学務係]<br><br>(課長補佐兼)<br>係 長  | 主 任 1 人<br>学校就学事務<br>(会任) 1 人<br>事務員<br>(会任) 2 人  | ○鳥取市教育振興基本計画等に関するこ<br>○補助金、契約事務に関するこ<br>○就学事務に関するこ<br>○補助教材費に関するこ   |
|               | [放課後児童支援<br>係]<br>係 長  | 主 任 1 人<br>放課後児童クラ<br>ブアドバイザー<br>(会任) 2 人   | ○放課後児童対策事業に関するこ<br>○放課後児童クラブ・子ども教室推進事業<br>に関するこ   |
|               | [指導係]<br><br>(参事兼指導主<br>事兼)<br>係 長<br>(主査兼)<br>指導主事 3 人<br>(主幹兼)<br>指導主事 2 人 | (主任兼)<br>指導主事 1 人<br>指導主事<br>(会任) 3 人<br>I C T 教育推<br>進員<br>(会任) 1 人<br>A L T コーディ<br>ネーター<br>(会任) 1 人<br>部活動地域移行<br>統括コーディネ<br>ーター<br>(会任) 2 人 | ○学校の経営、管理・運営に関するこ<br>○教職員の人事全般に関するこ<br>○自立と創造の学校・学園づくりに関する<br>こ<br>○自治力育成事業に関するこ<br>○東部地区教科用図書採択協議会に関する<br>こ<br>○共同学校事務室に関するこ<br>○就学相談に関するこ<br>○学校の働き方改革推進に関するこ<br>○小規模校転入制度に関するこ |
|               | [特別支援教育<br>係]<br><br>(主査兼指導主<br>事兼)<br>係 長※3<br>(主幹兼)<br>指導主事※4<br>2 人       |   | ○聴覚に障がいのある児童生徒の学習支援<br>に関するこ<br>○通級指導教室に関するこ  |
|               |  |   |   |

※1 うち 1 人はこども発達支援センター所長と併任

※2 こども発達支援センター所長補佐と併任

※3 こども発達支援センター主査兼特別支援教育係長と併任

※4 こども発達支援センター主幹と併任

## 【鳥取市総合教育センター】

当センターは、所長以下30人（うち会任20人）で構成している。組織及び主な事務分掌は、次表のとおりである。

（令和7年10月31日現在）

| 組 織                               |   | 主な事務分掌  |
|-----------------------------------|---|---|
| 所 長・<br>所長補佐                      | 職 員   |   |
|                                   | <p>[研修企画係]<br/>(所長補佐兼)</p> <p>係 長<br/>(主査兼)</p> <p>指導主事 2人</p> <p>主 幹 1人</p>  | <p>指導主事<br/>(会任) 3人</p> <p>○教職員研修に関すること<br/>○G I G Aスクール構想事業に関する<br/>こと<br/>○センターの体育館業務に関すること<br/>○センターの庶務・経理等に関すること</p>  |
| <p>所 長<br/>(本務次長)</p> <p>所長補佐</p> | <p>[児童生徒支援<br/>係]<br/>(主査兼指導主<br/>事兼)</p> <p>係 長<br/>(主査兼)</p> <p>指導主事 1人</p> | <p>(主任兼)<br/>指導主事 1人<br/>(指導主事兼教育<br/>相談員兼)<br/>教育指導員<br/>(会任) 1人<br/>(指導主事兼)<br/>教育指導員<br/>(会任) ※ 3人<br/>教育指導員<br/>(会任) 4人<br/>統括スクールソーシ<br/>ャルワーカー<br/>(会任) 1人<br/>統括補佐スクールソ<br/>ーシャルワーカー<br/>(会任) 1人<br/>スクールソーシャル<br/>ワーカー<br/>(会任) 7人</p> <p>○不登校対策に関すること<br/>○スクールソーシャルワーカーに関する<br/>こと<br/>○スクールカウンセラーに関すること<br/>○生徒指導対策、対応に関すること<br/>○いじめ防止教育に関すること<br/>○サポートルーム（オンラインを含む）<br/>に関すること<br/>○鳥取市少年愛護センターとの連携に<br/>に関すること</p> |

※ 鳥取市少年愛護センター職員

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳入

(単位：千円・%)

| 科 目      |        |               | 予算現額    | 調定額     | 収入済額   | 収入未済額   | 収入率     | 説 明                 |
|----------|--------|---------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------------------|
| 款        | 項      | 目             | (A)     | (B)     | (C)    | (B)-(C) | (C)/(B) |                     |
| 使用料及び手数料 | 使 用 料  | 民生使用料         | 6       | 6       | 6      | 0       | 100     | 放課後児童クラブ施設使用料       |
|          |        | 教育使用料         | 2,091   | 1,104   | 1,154  | △ 50    | 104.6   | 総合教育センター使用料         |
| 国庫支出金    | 国庫補助金  | 総務費国庫補助金      | 6,960   | 0       | 0      | 0       | -       | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 |
|          |        | 民生費国庫補助金      | 299,870 | 0       | 0      | 0       | -       | 地域子ども・子育て支援事業       |
|          |        | 教育費国庫補助金      | 18,957  | 8,512   | 0      | 8,512   | 0       | 部活動指導者配置促進事業補助金等    |
| 県支出金     | 県補助金   | 民生費県補助金       | 298,441 | 0       | 0      | 0       | -       | 地域子ども・子育て支援事業       |
|          |        | 教育費県補助金       | 36,378  | 19,916  | 0      | 19,916  | 0       | eラーニング教材活用等支援事業等    |
|          | 委託金    | 教育費委託金        | 1,002   | 0       | 0      | 0       | -       | 道徳教育実践研究事業等         |
| 財産収入     | 財産運用収入 | 利子及び配当金       | 2       | 0       | 0      | 0       | -       | 特別支援学級教育振興基金積立金利子   |
| 繰入金      | 繰入金    | 基金繰入金         | 2       | 0       | 0      | 0       | -       | 特別支援学級教育振興基金繰入金     |
| 諸収入      | 受託事業収入 | 教育支援委員会事務受託収入 | 42      | 0       | 0      | 0       | -       | 教育支援委員会事務受託収入       |
|          | 雑入     | 雑入            | 211,008 | 85,641  | 76,796 | 8,844   | 89.7    | 学校補助教材費徴収金等         |
| 市債       | 市債     | 民生債           | 1,900   | 0       | 0      | 0       | -       | 放課後児童対策事業           |
|          |        | 教育債           | 28,000  | 0       | 0      | 0       | -       | 過疎地域自立促進特別事業        |
| 計        |        |               | 904,659 | 115,179 | 77,957 | 37,222  | 67.7    |                     |

#### [確認事項]

- ①民生使用料 2件
- ②教育使用料 4件
- ③教育費国庫補助金 3件（うち、指摘番号7に係る事項2件）
- ④教育費県補助金 6件（うち、指摘番号7に係る事項1件）
- ⑤雑入 5件

(2) 歳出

(単位:千円・%)

| 科目  |       |         | 予算現額<br>(A) | 支出負担<br>行為額<br>(B) | 支出済額<br>(C) | 執行率     |         | 説明              |
|-----|-------|---------|-------------|--------------------|-------------|---------|---------|-----------------|
| 款   | 項     | 目       |             |                    |             | (B)/(A) | (C)/(A) |                 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 905,216     | 868,397            | 534,609     | 95.9    | 59.1    | 放課後児童対策事業費      |
| 教育費 | 教育総務費 | 事務局費    | 23,121      | 14,063             | 14,007      | 60.8    | 60.6    | 指導主事報酬等         |
|     |       | 教育振興費   | 799,835     | 461,453            | 412,547     | 57.7    | 51.6    | 語学指導津外国青年誘致事業費等 |
|     | 小学校費  | 学校管理費   | 52,914      | 18,236             | 17,532      | 34.5    | 33.1    | パソコンリース料等       |
|     |       | 教育振興費   | 217,750     | 94,744             | 84,414      | 43.5    | 38.8    | 補助教材費等          |
|     | 中学校費  | 学校管理費   | 27,193      | 11,348             | 10,192      | 41.7    | 37.5    | パソコンリース料等       |
|     |       | 教育振興費   | 203,050     | 124,457            | 117,908     | 61.3    | 58.1    | 補助教材費等          |
|     | 社会教育費 | 社会教育活動費 | 8,422       | 4,200              | 4,200       | 49.9    | 49.9    | 放課後子ども教室推進事業費等  |
|     |       | 人権教育費   | 473         | 243                | 243         | 51.6    | 51.6    | 人権教育推進費         |
| 計   |       |         | 2,237,974   | 1,597,145          | 1,195,657   | 71.4    | 53.4    |                 |

[確認事項]

- ①報酬 2件
- ②報償費 8件
- ③旅費 6件
- ④需用費 6件
- ⑤役務費 1件
- ⑥委託料 20件 (うち、指摘番号8に係る事項1件)
- ⑦使用料及び賃借料 11件
- ⑧備品購入費 7件
- ⑨負担金、補助及び交付金 4件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について、使用許可申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) 物品

ア 備品

- 現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。
- イ 公印  
保管状況を確認したところ、適正に管理されていた。
- ウ 切手  
保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

## 【学校保健給食課】

当課は、課長以下 17 人（うち兼務 2 人、会任 4 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和 7 年 10 月 31 日現在）

| 組 織          |                                      | 主 な 事 務 分 掌                        |   |
|--------------|--------------------------------------|------------------------------------|---|
| 課 長・<br>課長補佐 | 職 員                                  |                                    |   |
| 課 長          | [学校保健・支援係]<br><br>(課長補佐兼)<br>係 長     | 主 任 1 人<br>主 事 2 人<br>事務員 (会任) 1 人 | ○通学路合同安全点検・通学路安全対策に関すること<br>○教職員の健康管理、長時間労働保健指導に関すること<br>○遠距離通学費補助金に関すること<br>○自転車通学用ヘルメット補助金に関すること<br>○就学援助費に関すること<br>○学校保健医療扶助に関すること<br>○学校医に関すること<br>○児童・生徒の保健、環境衛生に関すること<br>○就学時健康診断に関すること           |
| 参 事<br>(※)   | [学校給食係]                              |                                    | ○学校給食センターの運営に関すること<br>○学校給食センターの整備に関すること<br>○給食の献立及び給食用物資の発注に関すること<br>○学校給食に係る食物アレルギーに関すること<br>○学校給食の衛生管理に関すること<br>○学校給食の地産食材に関すること<br>○栄養教諭・学校栄養教職員の研修に関すること<br>○学校給食業務の委託に関すること<br>○給食施設設備の維持管理に関すること |
| 課長補佐         | 係 長<br>主 幹 1 人                       | 主 任 1 人<br>主 事 1 人<br>事務員 (会任) 1 人 | ○公会計（補助教材費・給食費・日本スポーツ振興センター掛金）に関すること<br>○学校給食費等の賦課、収入調定に関すること<br>○学校徴収金システムの運用管理及び統括に関すること<br>○学校給食費等の収納管理、相談に関すること<br>○学校給食費等の督促・催告に関すること  |
|              | [校務支援係]<br><br>係 長<br>主 査 1 人<br>(※) | 主 事 1 人<br>事務員 (会任) 2 人            |   |

※ 参事及び主査は、学校教育課参事及び課長補佐と兼務

【学校給食センター（第一、第二、湖東、国府、河原、気高、鹿野、青谷）】

8カ所の給食センターは、所長（会任）8人、事務員（会任）3人（第一、第二、湖東）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和7年10月31日現在）

| 組織            |                | 主な事務分掌   |
|---------------|----------------|--|
| 所長            | 職員             |  |
| 所長<br>(会任) 8人 | 事務員<br>(会任) 3人 | ○施設の維持管理に関すること<br>○センター運営委員会に関すること<br>○学校給食に係る支払いに関すること<br>○地産食材に関すること |

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

（1）歳入

（単位：千円・%）

| 科目       |        |          | 予算現額      | 調定額     | 収入済額    | 収入未済額     | 収入率       | 説明                                   |
|----------|--------|----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|--------------------------------------|
| 款        | 項      | 目        | (A)       | (B)     | (C)     | (B) - (C) | (C) / (B) |                                      |
| 使用料及び手数料 | 使用料    | 教育使用料    | 714       | 349     | 349     | 0         | 100       | 給食センター使用料                            |
| 国庫支出金    | 国庫補助金  | 総務費国庫補助金 | 47,628    | 0       | 0       | 0         | -         | 重点支援地方創生臨時交付金                        |
|          |        | 教育費国庫補助金 | 10,199    | 0       | 0       | 0         | -         | 要保護児童生徒就学援助費補助金等                     |
|          | 交付金    | 教育費交付金   | 150,501   | 0       | 0       | 0         | -         | 学校施設環境改善交付金                          |
| 県支出金     | 県補助金   | 教育費県補助金  | 1,098     | 0       | 0       | 0         | -         | 学校給食への県産食材使用率の維持・向上を図るため鳥取県が支援する補助金等 |
| 財産収入     | 財産運用収入 | 利子及び配当金  | 2         | 0       | 0       | 0         | -         | 教育福祉振興基金積立金利子                        |
| 繰入金      | 繰入金    | 基金繰入金    | 2,380     | 0       | 0       | 0         | -         | 教育福祉振興基金繰入金                          |
| 諸収入      | 雜入     | 雜入       | 902,124   | 296,871 | 407,331 | -110,460  | 137.2     | 学校給食費実費徴収金、日本スポーツ振興センター掛金等           |
| 市債       | 市債     | 教育債      | 1,894,000 | 0       | 0       | 0         | -         | 学校給食センター大型備品の更新に伴う学校教育施設整備事業債等       |
| 計        |        |          | 3,008,646 | 297,221 | 407,681 | -110,460  | 137.2     |                                      |

〔確認事項〕

- ①教育使用料 6件
- ②教育費国庫補助金 1件（うち、指摘番号9に係る事項1件）

- ③教育費県補助金 1件（うち、指摘番号9に係る事項1件）  
 ④雑 入 5件

（2）歳 出

（単位：千円・%）

| 科 目   |       |       | 予算現額<br>(A) | 支出負担<br>行為額<br>(B) | 支出済額<br>(C) | 執行率       |           | 説 明                           |
|-------|-------|-------|-------------|--------------------|-------------|-----------|-----------|-------------------------------|
| 款     | 項     | 目     |             |                    |             | (B) / (A) | (C) / (A) |                               |
| 教 育 費 | 教育総務費 | 事務局費  | 3,421       | 1,944              | 1,944       | 56.8      | 56.8      | 職員費等                          |
|       |       | 教育振興費 | 129,253     | 70,557             | 67,257      | 54.6      | 52.0      | 遠距離通学費補助金、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費等 |
|       | 中学校費  | 教育振興費 | 345         | 225                | 225         | 65.2      | 65.2      | 自転車通学用ヘルメット購入補助金              |
|       |       | 学校保健費 | 157,170     | 84,147             | 82,526      | 53.5      | 52.5      | 学校医・学校歯科医等配置費、学校検尿検査料等        |
|       | 保健体育費 | 学校給食費 | 3,837,302   | 1,125,930          | 843,997     | 29.3      | 22.0      | 学校給食配達委託費、給食調理委託費等            |
|       |       | 計     | 4,127,491   | 1,282,805          | 995,951     | 31.1      | 24.1      |                               |

[確認事項]

- ①報酬 6件  
 ②報償費 10件  
 ③旅費 3件  
 ④需用費 72件  
 ⑤役務費 29件  
 ⑥委託料 35件  
 ⑦使用料及び賃借料 6件  
 ⑧備品購入費 5件  
 ⑨負担金、補助及び交付金 13件  
 ⑩扶助費 16件  
 ⑪償還金、利子及び割引料 1件  
 ⑫公課費 2件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(2) 物品

ア 備品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

イ 切手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理され

ていた。

### 【文化財課】

当課は、課長以下 10 人（うち会任 2 人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

（令和 7 年 10 月 31 日現在）

| 組 織         |  | 主な事務分掌                     |  |
|-------------|--|----------------------------|--|
| 課長・<br>課長補佐 | 職 員  |                            |  |
| 課 長<br>課長補佐 | [保存整備係]<br><br>係 長 兼<br>文化財専門員               | 主 事 3 人<br>事務員<br>(会任) 2 人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財保護施策の企画立案及び調整に関すること。</li> <li>○文化財の保存管理・活用の総括に関すること。</li> <li>○埋蔵文化財の発掘調査・指導・調査研究に関すること。</li> <li>○指定管理者・資料館等施設の管理運営に関すること</li> <li>○有形文化財・無形文化財・記念物に関すること</li> </ul> |
|             | [鳥取城整備推進係]<br><br>(課長補佐兼)<br>係 長 兼<br>文化財専門員 | 主幹兼文化財専門員 1 人<br>主 任 1 人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取城跡の調査・研究に関すること</li> <li>○鳥取城跡の保存整備・管理活用に関すること</li> <li>○仁風閣の保存修理・管理活用に関すること</li> </ul>   |

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出事務について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

| 科 目      |       |          | 予算現額<br>(A)         | 調定額<br>(B)          | 収入済額<br>(C)  | 収入未済額<br>(D)        | 収入率<br>(C)/(B) | 説 明                 |
|----------|-------|----------|---------------------|---------------------|--------------|---------------------|----------------|---------------------|
| 款        | 項     | 目        |                     |                     |              |                     |                |                     |
| 使用料及び手数料 | 使 用 料 | 教育使用料    | 92                  | 124                 | 124          | 0                   | 100            | 埋蔵文化財センター駐車場使用料等    |
| 国庫支出金    | 国庫補助金 | 総務費国庫補助金 | 3,866               | 0                   | 0            | 0                   | -              | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 |
|          |       | 教育費国庫補助金 | (28,727)<br>180,178 | (41,883)<br>193,085 | (0)<br>0     | (41,883)<br>193,085 | (0)<br>0       | 城跡保存修理事業等           |
| 県支出金     | 県負担金  | 教育費県負担金  | 292                 | 60                  | 60           | 0                   | 100            | 天然記念物管理費            |
|          | 県補助金  | 教育費県補助金  | (6,991)<br>45,453   | (13,961)<br>59,075  | (0)<br>0     | (13,961)<br>59,075  | (0)<br>0       | 城跡保存修理事業等           |
|          | 交付金   | 総務費交付金   | 956                 | 0                   | 0            | 0                   | -              | 市町村創生交付金            |
| 寄 附 金    | 寄 附 金 | 教育費寄附金   | 0                   | 3,000               | 3,000        | 0                   | 100            | 鳥取城復元のための寄附金        |
| 諸 収 入    | 雜 入   | 雜 入      | 90                  | 80                  | 80           | 0                   | 100            | やまびこ館電気、水道料等        |
| 市 債      | 市 債   | 教 育 債    | (19,500)<br>160,600 | (0)<br>0            | (0)<br>0     | (0)<br>0            | (-)<br>-       | 仁風閣保存整備事業等          |
| 計        |       |          | (55,218)<br>391,527 | (55,844)<br>255,426 | (0)<br>3,266 | (55,844)<br>252,160 | (0)<br>1.3     |                     |

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

### [確認事項]

- ①教育使用料 3 件
- ②教育費国庫補助金 7 件
- ③教育費県負担金 1 件
- ④教育費県補助金 6 件
- ⑤教育費寄附金 1 件
- ⑥雜入 4 件 (うち、指摘番号 10 に係る事項 1 件)

## (2) 歳 出

(単位：千円・%)

| 科 目   |       |                | 予算現額<br>(A)         | 支出負担<br>行 為 額<br>(B) | 支出済額<br>(C)        | 執行率            |               | 説 明              |
|-------|-------|----------------|---------------------|----------------------|--------------------|----------------|---------------|------------------|
| 款     | 項     | 目              |                     |                      |                    | (B) / (A)      | (C) / (A)     |                  |
| 教 育 費 | 社会教育費 | 文 化 財<br>保 護 費 | (57,948)<br>791,674 | (57,610)<br>630,355  | (2,361)<br>258,919 | (99.4)<br>79.6 | (4.1)<br>32.7 | 重要文化財仁風閣保存整備事業費等 |
|       | 計     |                | 791,674             | 630,355              | 258,919            | 79.6           | 32.7          |                  |

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

### [確認事項]

- ①報償費 6 件
- ②旅費 10 件
- ③需用費 28 件
- ④委託料 53 件
- ⑤使用料及び賃借料 9 件
- ⑥工事請負費 1 件
- ⑦負担金、補助及び交付金 37 件

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

#### イ 施設の管理

指定管理施設について、基本協定書、年度協定書、事業計画書等関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

### (2) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

### 【生涯学習・スポーツ課】

当課は、課長以下 18 人（うち会任 2 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

（令和 7 年 10 月 31 日現在）

| 組<br>織      |  | 主な事務分掌                              |   |
|-------------|--|-------------------------------------|---|
| 課長・<br>課長補佐 | 職員   |                                     |   |
| 課長<br>課長補佐  | [生涯学習係]<br><br>係長 1 人                        | 主事 3 人<br>社会教育指導員<br>(会任) 1 人       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域学校協働推進事業に関すること</li> <li>○青少年教育の振興に関すること</li> <li>○青少年関係団体の育成に関すること</li> <li>○青少年育成鳥取市民会議の企画運営に関すること</li> <li>○家庭教育の支援に関すること</li> <li>○P T A 連合会に関すること</li> <li>○社会教育委員会議・生涯学習推進協議会に関すること</li> <li>○はたちのつどいに関すること</li> </ul>                             |
|             | [スポーツ振興係]<br><br>係長 1 人<br>(課長補佐兼)<br>主幹 1 名 | 主任 2 人<br>主事 2 人                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ推進計画に関すること</li> <li>○スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員に関すること</li> <li>○鳥取マラソンに関すること</li> <li>○全国高校総体に関すること</li> <li>○ガイナーレ鳥取に関すること</li> <li>○鳥取市スポーツ協会に関すること</li> <li>○姉妹都市（姫路市との交歓スポーツ大会等）に関すること</li> <li>○部活動の地域移行に関すること</li> <li>○ワールドマスターズゲームズに関すること</li> </ul> |
|             | [施設係]<br><br>係長 1 人                          | 主任 2 人<br>主事 2 人<br>事務員<br>(会任) 1 人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民体育館の管理・運営に関すること</li> <li>○施設の中規模修繕・大規模修繕に係る工事に関すること</li> <li>○施設の小修繕に関すること</li> <li>○指定管理者制度に関すること</li> <li>○行政財産使用許可及び普通財産貸付に関すること</li> <li>○麒麟まちアカデミーに関すること</li> </ul>  |

### 【生涯学習センター】

当センターは、所長以下1人で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年10月31日現在)

| 組<br>織       |    | 主な事務分掌  |
|--------------|----|---|
| 所長           | 職員 |   |
| 所長<br>(本務課長) |    | ○生涯学習に係る調査研究、情報の収集及び提供に関すること<br>○生涯学習ボランティアに関すること<br>○ものづくり協力会議に関すること |

### 【少年愛護センター】

当センターは、所長以下4人（うち会任3人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年10月31日現在)

| 組<br>織              |                | 主な事務分掌   |
|---------------------|----------------|--|
| 所長・副所長              | 職員             |  |
| 所長（本務課長）<br>副所長（会任） | 指導員<br>(会任) 2人 | ○少年愛護センター運営委員会に関すること<br>○補導活動報償費・相談活動・会議記録に関すること<br>○街頭補導計画・補導統計に関すること |

### 【視聴覚ライブラリー】

当施設は、所長以下1人で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

(令和7年10月31日現在)

| 組<br>織       |    | 主な事務分掌  |
|--------------|----|---|
| 所長           | 職員 |   |
| 所長<br>(本務課長) |    | ○視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること<br>○鳥取・放送文化（映像）ライブラリーに関すること |

### 【さじアストロパーク】

当施設は、所長以下 11 人（うち会任 5 人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

（令和 7 年 10 月 31 日現在）

| 組 織              |  | 主 な 事 務 分 掌  |
|------------------|--|--|
| 所長・副所長           | 職 員  |  |
| 所長(併) ※<br>副 所 長 | 主 幹 1人<br>主 任 2人<br>天文指導員 1人<br>管理員 (会任) 4人<br>指導員 (会任) 1人 | ○佐治天文台の天体観測設備の維持管理に関すること<br>○施設維持管理に関すること<br>○大学や高校との連携に関すること<br>○プラネタリウムの設備管理及び運営に関すること<br>○天文現象の記録及び調査研究等天体観測に関すること<br>○管理運営委員会に関すること<br>○さじアストロパーク友の会の運営に関すること<br>○館内展示物及び掲示物の管理に関すること<br>○期間展示に関すること<br>○星のたより、天文情報発信(広報)に関すること<br>○宇宙少年団の育成・運営および会計に関すること |

※所長は、佐治町総合支所長と併任

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

| 科 目      |        |          | 予算現額<br>(A)         | 調定額<br>(B)    | 収入済額<br>(C)   | 収入未済額<br>(B)-(C) | 収入率<br>(C)/(B) | 説 明                  |
|----------|--------|----------|---------------------|---------------|---------------|------------------|----------------|----------------------|
| 款        | 項      | 目        |                     |               |               |                  |                |                      |
| 使用料及び手数料 | 使 用 料  | 教育使用料    | 19,978              | 12,363        | 11,572        | 791              | 93.6           | コミュニティ施設使用料等         |
| 国庫支出金    | 国庫補助金  | 総務費国庫補助金 | 4,252               | 0             | 0             | 0                | -              | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金  |
|          |        | 教育費国庫補助金 | 2,165               | 0             | 0             | 0                | -              | 地域学校協働活動推進事業補助金等     |
|          | 交 付 金  | 教育費交付金   | 18,285              | 0             | 0             | 0                | -              | 電源立地地域対策交付金          |
| 県支出金     | 県補助金   | 教育費県補助金  | 132                 | 132           | 132           | 0                | 100            | 少年愛護センター運営費          |
|          | 交 付 金  | 総務費交付金   | 2,036               | 0             | 0             | 0                | -              | 生涯学習推進事業費            |
| 財産収入     | 財産運用取扱 | 財産貸付収入   | 0                   | 686           | 174           | 512              | 25.4           | 社会教育施設管理費等           |
|          |        | 利子及び配当金  | 28                  | 0             | 0             | 0                | -              | 青少年育成基金積立金利子         |
| 寄 附 金    | 寄 附 金  | 教育費寄附金   | 100                 | 64            | 64            | 0                | 100            | 大好きガイナーレ鳥取waonカード寄附金 |
| 諸 収 入    | 雜 入    | 雜 入      | 13,602              | 11,627        | 11,600        | 27               | 99.8           | 広告料収入等               |
| 市 債      | 市 債    | 教 育 債    | (22,000)<br>330,600 | (0)<br>0      | (0)<br>0      | (0)<br>0         | (-)<br>-       | 社会教育施設整備事業債整         |
| 計        |        |          | (22,000)<br>391,178 | (0)<br>24,872 | (0)<br>23,542 | (0)<br>1,330     | (-)<br>94.7    |                      |

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

#### [確認事項]

- ①教育使用料 9 件
- ②教育費国庫補助金 2 件 (うち、指摘番号 11 に係る事項 2 件)
- ③教育費交付金 1 件 (うち、指摘番号 11 に係る事項 1 件)
- ④教育費県補助金 1 件
- ⑤財産貸付収入 4 件
- ⑥教育費寄附金 1 件
- ⑦雑入 3 件 (うち、指摘番号 12 に係る事項 1 件)

## (2) 歳 出

(単位：千円・%)

| 科 目   |       |           | 予算現額<br>(A)           | 支出負担<br>行 為 額<br>(B)  | 支出済額<br>(C)         | 執 行 率          |                | 説 明            |
|-------|-------|-----------|-----------------------|-----------------------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 款     | 項     | 目         |                       |                       |                     | (B) / (A)      | (C) / (A)      |                |
| 教 育 費 | 社会教育費 | 社会教育総務費   | 368,386               | 247,795               | 231,708             | 67.3           | 62.9           | 教育福祉振興会等補助金等   |
|       |       | 社会教育活動費   | 8,841                 | 7,174                 | 3,285               | 81.1           | 37.2           | 少年愛護センター運営費等   |
|       |       | 社会教育施設管理費 | (22,006)<br>444,440   | (17,177)<br>246,130   | (17,177)<br>187,556 | (78.1)<br>55.4 | (78.1)<br>42.2 | 文化センター施設管理委託費等 |
|       | 保健体育費 | 体育振興費     | 96,529                | 56,062                | 40,741              | 58.1           | 42.2           | 市スポーツ協会運営費補助金等 |
|       |       | 体育施設費     | 750,431               | 676,632               | 391,910             | 90.2           | 52.2           | 各体育施設管理費等      |
| 計     |       |           | (22,006)<br>1,668,627 | (17,177)<br>1,233,793 | (17,177)<br>855,200 | (78.1)<br>73.9 | (78.1)<br>51.3 |                |

(注) ( ) は繰越明許費で内数。

### 〔確認事項〕

- ①報酬 3件
- ②報償費 8件
- ③旅費 1件
- ④需用費 20件
- ⑤役務費 8件
- ⑥委託料 25件
- ⑦使用料及び賃借料 5件
- ⑧工事請負費 4件
- ⑨負担金、補助及び交付金 25件 (うち、指摘番号13に係る事項2件)

## 2 財産管理事務

### (1) 公有財産

#### ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を通査したところ、おおむね適正に処理されていた。(うち、指摘番号14に係る事項6件)

#### イ 普通財産の貸付

普通財産の貸付について一部抽出し、普通財産借受申請書、普通財産使用料減免申請書、契約書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

#### ウ 指定管理

指定管理に係る施設について、一部抽出し、基本協定書、年度協定書、備品管理契約書等関係書類等を通査したところ、適正に処理されていた。

### (2) 施設の管理

#### ア 施設の管理状況

所管施設について一部抽出し、各施設消防用設備点検業務、各施設自家用電気工作物保

安管理業務、各施設維持関係業務の契約書、点検結果報告書等関係書類を通査したところ、適正に管理されていた。

(3) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

ウ 公 印

保管状況を確認したところ、適正に管理されていた。

【市立図書館(中央図書館、用瀬図書館、気高図書館)】

市立図書館は、中央図書館長以下 46 人(うち会任 33 人)で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

(令和 7 年 10 月 31 日現在)

| 組 織              |   | 主 な 事 務 分 掌  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
|------------------|---|--|-----|---------------|-----|---------------|------|---------------|-----|--------------|-----|--|
| 館長・副館長           | 職 員   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 【中央図書館】          |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館運営の総括に関すること</li> <li>○図書館振興計画・読書バリアフリー計画の推進に関すること</li> <li>○コミュニティセンター図書室との連携に関すること</li> <li>○図書館協議会に関すること</li> <li>○公立図書館、大学図書館との連携協力に関すること</li> <li>○学校、公民館等への団体貸出しに関すること</li> <li>○資料整備計画及び資料の収集・整理に関すること</li> </ul> |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 館 長<br>副 館 長     | <table border="0"> <tr> <td>主 任</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>主 事</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>図書館司書<br/>(会任)</td> <td>13 人</td> </tr> <tr> <td>図書館事務<br/>(会任)</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>運転技師<br/>(会任)</td> <td>4 人</td> </tr> </table> | 主 任  | 5 人 | 主 事           | 2 人 | 図書館司書<br>(会任) | 13 人 | 図書館事務<br>(会任) | 6 人 | 運転技師<br>(会任) | 4 人 | <p>【全館共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの読書普及活動及び研修講座等の推進に関すること</li> <li>○一般・児童・高齢者・障がい者・多文化・館外等サービスに関すること</li> <li>○ブックスタートに関すること</li> <li>○資料相談(レファレンス)に関すること</li> <li>○図書館活動の企画、運営、広報に関すること</li> <li>○移動図書館車巡回の調整に関すること</li> </ul> |
| 主 任              | 5 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 主 事              | 2 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 図書館司書<br>(会任)    | 13 人  |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 図書館事務<br>(会任)    | 6 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 運転技師<br>(会任)     | 4 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 【用瀬図書館】          |   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 館長(併) ※<br>副 館 長 | <table border="0"> <tr> <td>図書館司書<br/>(会任)</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>運転技師<br/>(会任)</td> <td>1 人</td> </tr> </table>  | 図書館司書<br>(会任)  | 4 人 | 運転技師<br>(会任)  | 1 人 |               |      |               |     |              |     |  |
| 図書館司書<br>(会任)    | 4 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 運転技師<br>(会任)     | 1 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 【気高図書館】          |   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 館長(併) ※<br>副 館 長 | <table border="0"> <tr> <td>図書館司書<br/>(会任)</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>図書館技師<br/>(会任)</td> <td>1 人</td> </tr> </table>   | 図書館司書<br>(会任)  | 4 人 | 図書館技師<br>(会任) | 1 人 |               |      |               |     |              |     |  |
| 図書館司書<br>(会任)    | 4 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |
| 図書館技師<br>(会任)    | 1 人   |  |     |               |     |               |      |               |     |              |     |  |

※図書館長は、総合支所長と併任

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

## 1 予算執行事務

歳入歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (1) 歳 入

(単位：千円・%)

| 科 目     |         |                  | 予算現額<br>(A) | 調定額<br>(B) | 収入済額<br>(C) | 収入未済額<br>(B)-(C) | 収入率<br>(C)/(B) | 説 明                   |
|---------|---------|------------------|-------------|------------|-------------|------------------|----------------|-----------------------|
| 款       | 項       | 目                |             |            |             |                  |                |                       |
| 国庫支出金   | 国庫補助金   | 民 生 費<br>国庫補助金   | 3,666       | 0          | 0           | 0                | —              | 地域生活支援<br>事業費等補助<br>金 |
| 県 支 出 金 | 県 補 助 金 | 民 生 費<br>県 補 助 金 | 1,833       | 0          | 0           | 0                | —              | 地域生活支援<br>事業費等補助<br>金 |
| 雜 収 入   | 雜 入     | 雜 入              | 121         | 91         | 91          | *0               | 100.0          | 資料複写料等                |
| 計       |         |                  | 5,620       | 91         | 91          | *0               | 100.0          |                       |

(注) 「\*」は、1,000円未満の金額を表す。

#### 〔確認事項〕

- ①雜 入 2件（うち、指摘番号15に係る事項1件）

### (2) 歳 出

(単位：千円・%)

| 科 目   |       |                | 予算現額<br>(A) | 支出負担<br>行 為 額<br>(B) | 支出済額<br>(C) | 執行率     |         | 説 明                       |
|-------|-------|----------------|-------------|----------------------|-------------|---------|---------|---------------------------|
| 款     | 項     | 目              |             |                      |             | (B)/(A) | (C)/(A) |                           |
| 教 育 費 | 社会教育費 | 市 民 図<br>書 館 費 | 244,471     | 135,452              | 129,195     | 55.4    | 52.8    | 図書館情報管理システム<br>処理費、図書購入費等 |

#### 〔確認事項〕

- |              |      |
|--------------|------|
| ①報酬          | 1 件  |
| ②報償費         | 21 件 |
| ③旅費          | 2 件  |
| ④需用費         | 10 件 |
| ⑤役務費         | 8 件  |
| ⑥委託料         | 11 件 |
| ⑦使用料及び賃借料    | 6 件  |
| ⑧負担金、補助及び交付金 | 2 件  |

## 2 財産管理事務

### (1) 物 品

#### ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

#### イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を窓合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

#### ウ 公 印

保管状況を確認したところ、適正に管理されていた。